

## 米国で新しく生活される皆様へ・・・日米の習慣の違いにご注意ください

### 1. 小さな子供を車や家に残さない！

ミシガン州及びオハイオ州には小さな子供を家に残すことを直接禁止する法律はなく、身体や精神に危険が発生した場合には児童虐待又は育児放棄の容疑がかけられます。

在留邦人が多く居住するある警察署幹部によると、「個人差があり、年齢の目安は決められないが、どんなにしっかりしていても小学生に留守番をさせる行為は適切とは認められない。」と説明しています。

ミシガン州では6歳未満の子供を監護者なく車に残す行為が禁止されています。しかし、たとえ6歳以上であっても客観的に見て危険性があると判断される場合には親が逮捕され子供が保護されることもあります。この際、警察官はほとんど言い訳を聞いてくれません。これは米国の警察官は、目の前の危険な状態を解消することが仕事であり、言い訳を聞き、是非を判断するのは裁判官の仕事と割り切っているからです。

大事なお子様の安全はご家族の手で守ることを良くお考えください。

### 2. ドメスティックバイオレンスと児童虐待

米国ではドメスティックバイオレンスは法律で厳しく禁止されています。配偶者や子供への暴力はもちろんですが、怒鳴る、身体の危険を感じたり精神的に傷つくような言動をすることも犯罪とされています。

### 3. スクールバス乗降時には停車する

スクールバスが児童生徒の乗降のために STOP サインを出し、赤色停止灯を点滅させて停車している場合は、安全を確保するために対向車も含めて、バスから約6メートル(20ft) 離れて停止しなければなりません。但し、除外規定として、道路が中央分離帯等で物理的に遮断されている場合には対向車線の走行車両は停止を免除されます。黄色停止灯を点滅して停車している場合には速度を落として十分に安全を確保して通過してください。

### 4. 緊急車両通過時には右側に寄って停車する

緊急車両が近づいてきた場合には全方向の車両が交差点を避けて停止しなければなりません。上記のスクールバスの場合と違い中央分離帯による除外規定はありません。

### 5. パトカーに停止を求められたときの注意

パトカーが後方で赤青灯を点滅させたら、速やかに道路脇へ停車することが求められています。日本とは違いサイレンやスピーカーによる停止合図はなく、気づかないで走行し続けると逃走したと判断され、逮捕される可能性があります。警察官は停止後に本部へ報告し、ナンバー等各種の照会をした後にパトカーを降りるので数分間は車内で待つこととなります。この時に免許証や保険カードを出しておく行為は外部から見ると「何かを隠している」「武器を探している」との誤解をうける可能性があるので手はハンドルにおいておきましょう。また、警察官が遅いからといって自分から車を降りパトカーに向かっていく行為も「攻撃に来た」との誤解をうける可能性があります。

但し、警察官を装う犯罪者もいることから、夜間や人けがない道路では、明るい場所や人がいる場所まで走行して停止してください。

## 6. シートベルトの着用

米国ではシートベルトの着用義務が徹底されています。幼児にはチャイルドシート、4歳以上8歳未満にはブースターシートの着用義務があり、ミシガン州では16歳未満・オハイオ州では15歳未満ほどの座席でもシートベルトの着用義務があり、それ以上の年齢は前席の場合に着用義務があります。

## 7. 公務員執行妨害罪

米国では公務員等の職務が厳格に守られています。公務員等に対する暴行等は論外ですが、「大声で文句を言う」「非協力的な態度で質問に応じない」等の行為は公務員等暴行罪 (Assault on a Public Servant) 又はいやがらせの罪 (Harassment on a Public Servant) に問われる可能性があります。

## 8. 法律や規則をよく知る

これまで州法を中心に説明してきましたが、各自治体の条例による規制もあります。例えばミシガン州法では運転中の通話は禁止していないのに対し、ミシガン州デトロイト市では運転中の通話を禁止しています。ミシガン州トロイ市では運転中のテキスティングに関する全ての行為や安全運転の妨げとなるような行為を禁止しています。御自身が住んでいる場所はもちろん行動範囲の法律、条例、慣習をよく知って安全に生活してください。

## 9. 飲酒運転について

日本の飲酒運転の基準値は呼気1リットル中0.15ミリグラムですが、ミシガン州及びオハイオ州共に0.08ミリグラムと厳格に規定されています。飲酒運転で検挙される場合は原則として逮捕され、朝まで留置されることが多いようです。

米国では自動車走行中に同乗者がアルコール類を飲むことは禁止されています。また、封の開いたアルコール類を乗用部分持ち込むことは禁止されていますから、飲みかけのウイスキーボトル等はトランクにしまう必要があります。

詳しくは在デトロイト日本国総領事館ホームページ

[http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/index\\_i.htm](http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/index_i.htm)

安全の手引きをご覧ください。